



Lloyd's Register
Energy

〒220-6010

横浜市西区みなとみらい 2-3-1

クイーンズタワー A 10F

電話: 045-682-5252

FAX: 045-682-5253

W04112741 号・4

日本原燃株式会社 殿

2015年9月3日

ロイド・レジスター・ジャパン（有）

代表取締役 吉村雅



2015年度 第1回定期監査 報告書

(その4) 品質保証室の監査結果

1. 一般事項

| | | |
|--------|------------------|--------------------------------------|
| 依頼法人 | 日本原燃株式会社 | 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付 4-108 |
| 監査名 | 2015年度 第1回定期監査 | |
| 監査対象部門 | (その4) 品質保証室 | |
| 監査場所 | 日本原燃株式会社 事務本館 | |
| 監査実施日 | 2015年8月5日 | |
| 担当監査員 | (ロイド・レジスター・ジャパン) | |

2. 2015年度 第1回 定期監査の視点

2.1 背景、および、これまでの状況

ロイド・レジスター・ジャパン(以下、LRJと記す)は、日本原燃(株)殿(以下、JNFLと記す)に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で、定期監査を実施してきた。

これまでの一連の監査では、「品質保証体制の改善策(小分類レベルで32項目)(以下、「改善策」と記す)」および、2009年1月に再処理工場での「高レベル廃液の漏洩」事象を受けて策定された「安全基盤強化に向けたアクションプラン(※)(以下、「アクションプラン」と記す)」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の成果を反映して適切に実施されていることの確認に注力してきた。

2009年度以降、「アクションプラン」の総括に至るまでの活動、改善策の成果を反映した日常活動、および一般QMS(品質マネジメントシステム)の対応状況等の継続テーマに加え、再処理事業部のしゅん工を見据え、組織の管理・運営をよりきめ細かく行えるよう

「ミニ工場化」と呼ばれる組織の再編成に伴う活動、ヒューマンエラーが関与したトラブルに対する改善活動についても監査を行った結果、これらの活動は概ね確実に実践・実行されていることを確認した。

※：品質保証室、濃縮事業部および埋設事業部は、水平展開という位置づけでアクションプランに対応していた。

2014年度に実施した2回の監査(通算第21回および22回)では、約10年前に策定された小分類レベルで32項目となる個別「改善策」項目の定着状況、これまで長期に亘り継続的、かつ、自律的に展開してきた「改善策」を構成する主要テーマの活動、ならびにJNFLにとって最大の関心事と考えられるしゅん工に向けての各部署の様々な活動が、これまでに実践・実行してきた「改善策」を十分に反映したものとなっているか否かの確認を監査対象とした。加えて、一般QMSに係る諸活動についても確認した。その結果、総括的には、上記に係るいずれの活動も風化・形骸化することなく定着していると共に、随所に自律的改善が展開されていることを確認した。

しかしながら、一方では、この時期、ヒューマンエラーに起因するトラブルが頻発しており、「決めたことを決めた通りに行う」という基本的な活動に若干の綻びが生じつつあることが懸念された。本事象は、これまで着実に進捗してきた「改善策」を反映した品質保証システムの風化・形骸化の初期兆候と捉えることもできることから、速やかな基本動作の再徹底が必要であると判断された。

2.2 2015年度 第1回定期監査の対応方針

今回の監査は、2014年度の監査内容を考慮しつつ、JNFLの各担当部署が改善策を反映した日常業務を風化・形骸化させず維持・継続しているか否かを主要な視点とした。併せて、これまでの監査において、一般QMSに係る活動と位置付けた「トラブル／不適合事象の再発防止対策」や「内部監査の実施状況」は、引き続き監査対象とした。

被監査部署の日常業務の検証に際しては、品質目標に設定された主要テーマの活動状況をプロセス監査により確認することとした。

品質保証室に対しては、2015年度 第1回の第三者監査の注力事項を表1のように計画した。ただし、品質保証室に対する監査に際しては、表1中の「監査実施項目」のうち、「監査対象項目」を監査した。

表1 2015年度 第1回定期監査の注力事項(品質保証室)

| | 監査実施項目 | 監査対象 |
|-----|-----------------------------------------------------------|------|
| (1) | トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー) | ○ |
| (2) | 「改善策」を反映した日常業務(品質目標に取上げられた主な活動) が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況 | ○ |
| (3) | トラブル／不適合事象の再発防止対策(是正処置および予防処置) の取組み状況(調達先を含む) | ○ |
| (4) | 内部監査の実施状況 | ○ |
| (5) | 前回監査時の提言事項フォローアップ状況 | — |
| (6) | その他 | ○ |

(注1)：(3)の監査項目については、「協力会社の活動」も対象とする。

3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査で構成した。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・判定基準等が適切に文書化されていることの確認が一般的である。ただし、今回の監査では、詳細な内容把握が必要な規定類が実地監査の過程で提示された場合のみ、文書監査を行うこととした。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証するとともに、「PDCA 展開状況」の評価を行うものである。実地監査では、準備された状況を見るのではなく、実態を把握すること」が重要である。従って、実行の証を示すエビデンスの探索にある程度の時間を要したとしても、可能な限り抜き打ち性に注力した。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。このたびの監査では、下記の文書を監査基準とした。なお、一部に LRJ の知見を活用した。

- ◆JNFL 各部門の品質保証計画書、および下位の社内標準類
- ◆JEAC4111-2009（日本電気協会）【諸活動の底流として】

5. 監査結果の評定

監査は事務局で決めていただいた部署の単位で実施した。あらかじめ計画された監査時間に応じて、被監査部署によっては、監査対象テーマの一部が省略されている場合がある。なお、該当すれば、次の事項を提起することとした。

| 区分 | 定義 |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 指摘事項 | 定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。 |
| 観察事項 | 定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。 |
| 提言事項 | 定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。 |
| 良好事例 | さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。 |

6. 監査員

監査では客観性を重視して 2 名 1 組のチームで対応し、1 名が司会進行役を務めた。

7. 監査結果

品質保証室に対する注力事項は、上記 2.2 項 表 1 に示した通りであり、この度の被監査部署は 1 部署であった。

監査結果を添付 1 に、監査日程と出席者を添付 2 に示す。

総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見ていただきたい。

① 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めた。時間の制約範囲において、2.2 項の表 1 の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」、「観察事項」および「提言事項」は観察されなかった。

② 各注力事項に対する個別所見

(1) トップマネジメントによる品質保証の徹底 (マネジメントレビュー)

事前に事務局より 2014 年度第 4 回マネジメントレビュー結果の記録入手し、内容をレビューした結果、必要十分な資料が準備されており、それらを基にした活発な議論が行われている状況を確認することができた。

議論の中でヒューマンエラーに対する対応が議論されており、社長よりルールを守ることの意味と重要性についての教育の必要性が述べられている。当該事項は、第三者監査チームが監査の過程で常に提起し続けてきた事項であり、第三者監査チームも大いに同意するものである。

なお、品質保証 G は、マネジメントレビュー記録の取りまとめ担当である。当該記録中には、活発かつ有益な議論を含む必要事項が欠落なく記載されており、有効なマネジメントレビューが維持・継続している状況を汲み取ることができる。

マネジメントレビュー活動については、特段問題となる事象は観察されない。

(2) 「改善策」を反映した日常業務 (品質目標に取上げられた主な活動) が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況

今回の監査では、部署ごとの品質目標から主要な活動を抽出し、その活動状況を観察した。監査に際しては、品質目標に取り上げられた主な日常活動が「改善策」を反映しており、かつ自律的改善が図られているか否か、また、風化・形骸化の兆候が認められないか、という点に注力し、監査を実施した。

品質保証 G は、全社大の品質保証に係る諸活動の総括部署である。その中でも、今回の監査では、品質方針の策定、社内外との品質保証に係る会議体の事務局活動、全社大での安全文化醸成活動の推進や協力会社との良好なコミュニケーションの確立等に向けての様々な活動がきめ細かく実施されている状況を観察した。

被監査部署に対する日常業務の遂行状況を確認した結果、品質目標に掲げられた主要な活動は、的確に実践・実行されている状況を観察できた。

今回の監査を通じて、被監査部署に対して特段問題となる事象は観察されなかった。

(3) トラブル／不適合事象の再発防止対策(是正処置および予防処置)の取組み状況 (調達先を含む)

今回の被監査部署である品質保証 Gにおいては不適合事象の発生はなかった。なお、当グループの主な活動である各種の会議体の開催や協力会社とのコミュニケーション活動は、間接的にトラブル／不適合事象の発生および再発防止に寄与しているものと判断する。

8. 終わりに

今回の監査の結論を総括的に言えば、「改善策」を反映した日常業務、および一般 QMS に係るいずれの活動も風化せず、定着した活動となっていると判断できる。

四半期毎に実施されるマネジメントレビューは、確実に定着した活動となっており、その討論の活発さと社長指示事項に対する的確なフォローが実施されている。

「改善策」を反映した日常業務は、部署毎に主要な活動内容は異なっているものの、各部署が品質目標や達成指標として設定した項目に対して着実な活動が行われている状況を監査の過程で確認することができた。

その主な活動としては、品質方針の策定に関わる一連の活動、品質保証に係る社内外の会議体の事務局活動、全社大での安全文化醸成活動の推進や協力会社との良好なコミュニケーションの確立等に向けての様々な活動が挙げられる。

これらのいずれの活動項目についても顕著な風化・形骸化の兆候は観察されず、完全に定着した活動となっていることを確認した。

一般 QMS に係る活動であるトラブル／不適合事象の発生事例はないが、当グループの様々な活動が JNFL 殿の品質保証システムの維持・向上に対して効果的に機能しているものと判断できる。

以上の結果を総合的に判断した場合、品質保証室の品質保証体制は、成熟域にある状態を維持・継続していると捉えることができる。

なお、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編 (W04112741-0) に記載するので、参照していただきたい。

以上

添付 1

2015 年度 第 1 回定期監査結果

(品質保証室)

被監査組織ごとの監査結果を記載した。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応している。

2015年度 第1回定期監査 部門別 監査結果（「品質保証室」No.1）

| | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------|
| 被監査部門 | 品質保証室 品質保証部 品質保証G | |
| 監査実施日 | 2015年 8月 5日 | N |
| (実地監査) | | (参照文書・記録等) |
| (1) トップマネジメントによる品質保証の徹底 | | |
| ◆品質保証 G は、各事業部のマネジメントレビューの取りまとめ担当である。2014年度第4回の全部門のレビュー記録（文書①、②、③、④）を閲覧した。活発かつ有益な議論を含む必要事項が欠落なく記載されており、有効なマネジメントレビューが維持・継続している状況を汲み取ることができる。 | | |
| (2) 「改善策」を反映した日常業務が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況 | | |
| (品質方針の確実な伝達および設定) | | |
| ◆2014年度第3回マネジメントレビューにおいて、2015年度品質方針（案）および品質方針ガイドライン（案）が了承されたのを受け、文書⑤が社内公布されるとともに、「2015年度 品質方針」ポスターが掲示された。また、新たな年度の開始に当たり、2015年度の品質保証に関する取組み方針の周知徹底を図るため、品質保証大会が計画・実行された（文書⑥）。 | | |
| (各種会議体) | | |
| ◆品質保証 G は、「品質保証マネジメント会議」および「品質保証に係る顧問会」の取りまとめ事務局である。 半期毎に開催される直近の品質保証マネジメント会議（文書⑦）においては、両者間で関心の高い新規制基準への対応状況が取り上げられるとともに、安全管理の徹底に向けた取り組みが議論されている。 品質保証に係る顧問会（文書⑧）は、JNFL 殿の経営層が社外の顧問の方々から有益な意見・アドバイスを受けるものであり、JNFL 殿にとって特に重要なと考えられる事項については、文書⑨に取りまとめられ、担当部署等を決定して対応が確実に行われている。 | | |
| (協力会社とのコミュニケーション) | | |
| ◆協力会社との良好なコミュニケーションの維持・向上を目指し、協力会社への個別訪問が行われている。品質保証 G は、約 70 社の協力会社を 1 年間で一巡し、その際に提示された意見・要望を文書⑩に取りまとめ、その回答を社内および協力会社の必要部署に連絡している。両者間の情報共有に資する有益な活動である。 | | |
| ◆協力会社に対する JNFL 殿社員の対応状況を把握するためのアンケート調査が 1 回／年の頻度で実施されている（文書⑪）。高評価を得ている事項もある半面、積極的な挨拶や部署間連携に関しての評価は総体的に低く、それらの原因をより正確に把握するためのアンケート質問方式の変更が計画されている。 | | |
| (安全文化醸成 e ラーニング) | | |
| ◆マネジメントレビューにおける社長の安全文化醸成 e ラーニング受講率向上を目指す旨の指示により、2015年3月末には 95% を越える受講率を達成した（文書⑫）。品質保証 G の当該結果達成に向けた前向きな活動を評価する。これを受け、2015年度の達成指標は受講率 95% 以上と設定されている。 | | |
| (第三者監査所見) | | |
| 品質保証 G は、マネジメントレビューの取りまとめ、品質方針の設定と周知、品質保証に係る社内外の会議体の事務局活動等に対して、着実、かつ、きめ細かい対応を行っている。全社の品質保証システムの維持・向上に大きく寄与しているものと判断する。 | | |

2015 年度 第 1 回第三者定期監査出席者(品質保証室)

| 月 | 日 | 曜 日 | 時刻 | | 時間 | 事業部 | 被監査部門 | 出席者 | 実施場所 |
|---|---|--------|-------|-------|------|-----------|--------|-----|------------|
| | | | 自 | 至 | | | | | |
| 8 | 5 | 水 | 9:30 | 9:40 | 0:10 | 品質 保証室 | 全被監査部門 | | 503 会議室 |
| | | | 9:40 | 11:00 | 1:20 | | 品質保証 G | | |
| | | | 15:00 | 15:10 | 0:10 | | 全被監査部門 | | |